

事 務 連 絡
令 和 3 年 1 月 8 日

関東用対連会員各位

関東地区用地対策連絡協議会事務局
(関東地方整備局用地部用地企画課)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための在宅勤務実施における
損失補償算定標準書の使用について (通知)

損失補償算定標準書 (以下「標準書」) については、損失補償算定標準書管理規程 (以下「管理規程」) 第4条第3項において、標準書の一部又は全部を個人が所有するコンピューター等に保存し、又は使用することを禁止しているところであるが、新型コロナウイルス感染防止のための在宅勤務実施においては、以下の条件のもとで個人が所有するコンピューター等を使用することを認めることとしたので通知します。

なお、管理規程第6条第1項の規定に基づいて、標準書を提供した者についても同様の取扱とする。

【使用条件】

- ①業務実施のため、真に必要な場合のみ限定して使用すること。
- ②会員が指定した場所 (原則として自宅とする) 以外で使用しないこと。
- ③使用する個人PCは、各会員の業務用PCに準拠したセキュリティ対策が講じられていること。
- ④上記①又は③に該当しなくなった場合は、使用しないこと。
- ⑤その他、管理規程を遵守すること。